

佐賀県告示第 48 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 6 年 3 月 7 日から施行する。

令和 6 年 3 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「秘穴の蜜 羞恥心を捨て開花した享楽」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「RAVE KILLER QUEEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「満潮 押し寄せる波のごとし」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SXPARI ビチビチ過ぎる狂愛没入派」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「輪姦強姦 逃れられぬ強性教育」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「TARTARUS Σ SEXIST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Thunder Strike」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「vacuum girl MAXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX Friends」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「В л а д и м и р」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「HEAVEN VIBES」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「淫術対戦 狂い咲く禁断凄術」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIKE II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「マンネリ打破」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「乱 Deep Throat」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「OVER HEAT EROTIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Rusty Vtec」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「CERBERUS EX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXTREMER STAR Endurance」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE DROP EFFECTOR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「PSYCHO SENSE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「Virgin Lover」と表示のある製品で

あって、その内容物が粉末のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「JET UPPER」と表示のある製品であ
って、その内容物が粉末のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「HAMMER WARRIOR SHOTGUN SEX」と表
示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「HAMMER WARRIOR DREAM SEX」と表示
のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置
いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により
身体に使用されるおそれがあると認められるため